

NPO法人あすなろ 実務者研修 学則

第1条（目的）

特定非営利活動法人 福祉活動と福祉教育の推進協会あすなろ（以下「当法人」という）は、「社会福祉及び介護福祉士法」他、関係諸法にもとづき、高齢者及び障がい者（児）が地域で自立した生活を営めるための生活支援サービスを提供するシステムの実現に向けた人材確保・サービスの質の向上を目指し、地域の福祉教育の推進に寄与する事を目的とする。

第2条（名称）

名称は 「 NPO法人あすなろ 福島駅前教室 実務者研修 」という。

第3条（所在地）

所在地は 大阪市福島区福島5-14-6 福島阪神クレセントビル3階 とする。

第4条（修業年限・定員・学級数・課程名）

（1）当コースの修業年限及び定員・学級数・課程名は次のとおりとする。

修業年限：6カ月

定 員：1コース 30名

学 級 数：4コース

課 程 名：介護福祉士実務者研修 通学課程

在籍期間：2年

*尚、医療的ケアについては、受講生に合わせて日程を追加するものとする。

第5条（受講対象者・科目免除）

（1）受講対象者は次のとおりとする。

受講対象者は、本人を管轄する公共職業安定所を通じて申し込みをした、福祉・介護関連の知識及び技能を習得し、福祉施設や病院等へ再就職を希望するものとする。

（2）科目免除は認めない。

第6条（受講時期・受講者選考の方法）

（1）受講時期

4月1日～ 9月30日	4月16日～10月15日
5月1日～10月31日	5月16日～11月15日
6月1日～11月30日	6月16日～12月15日
7月1日～12月31日	7月16日～ 1月15日
8月1日～ 1月31日	8月16日～ 2月15日
9月1日～ 2月29日	9月17日～ 3月16日
10月1日～ 3月31日	10月17日～ 4月16日
11月1日～ 4月30日	11月17日～ 5月16日
12月1日～ 5月31日	12月17日～ 6月16日

1月1日～ 6月30日 1月17日～ 7月16日
2月1日～ 7月31日 2月17日～ 8月16日
3月1日～ 8月31日 3月17日～ 9月16日

上記の内 4コースを開講とする。

総定員が80名以下となる範囲で開講する。

尚、上記期間の内、同時期に行う講座は2コースまでとする。

(2) 受講者選考の方法については、委託される職業訓練に伴う選考方法に準ずる。

第7条（受講料・手続き・その他受講中にかかわる諸費用について）

(1) 受講料は以下の通りとする。

受講料：無料

テキスト代 **12,800円（税別）** 中央法規実務者研修テキスト全5巻

※テキスト代は開校式当日に持参し、開校式以降の返金には応じない。

(2) 受講手続きについては、本人を管轄する公共職業安定所を通して行う。

(3) その他受講中にかかる費用について次の通りとする。

訓練実施機関及び、訓練実施機関以外で行われる授業、

実習先までの交通費については実費とする。

その他、実技・演習における準備物についても実費とする。

第8条（受講期間及び日時数・履修方法・補講）

(1) 受講期間・受講日数及び時間については次の通りとする。

無資格者が履修しなければいけない時間数（別紙1）をすべて含み、

かつ公共職業訓練の日程に基づいて作成したカリキュラムに準ずる。

尚、実務者研修の1時限の講義時間は50分とする。

(2) 履修の方法については次のとおりとする

・講義は、本校の講義・演習室において実施する。

(3) 補講については以下の通りとする。

可能な科目：全ての科目

上 限：総時間数の2割まで

方 法：講義（放課後及び授業以外の日程を本人と相談の上実施する。）

費 用：訓練期間中の補講に何しては、無料とする。

但し、訓練期間終了後に補講を受ける場合は補講料が発生する。

4000円／1時間（補講料は補講時に支払うこと。）

第9条（学習の評価・課程修了の認定、修了証明書の交付）

(1) 学習評価については次のとおりとする。

・各科目、講義修了毎に履修評価を行い、70点以上を合格とする。

・修得度の履修評価は授業科目によって、筆記試験又は実技演習のいずれかとする。

・合格点に達しない場合は合格点に達するまで再提出又は再評価を行う。

(2) 修了証明書の交付については、出席日数が総日数の3分の2以上を満たし、訓練期間内にすべての履修評価において合格点に達したものについて交付する。

第 10 条（休業日・出席停止）

（1）当法人の休業日は次のとおりとする。

- ・ 年末年始
- ・ 盆休み
- ・ 非常変災その他急迫の事情がある場合授業を行わない時がある。
- ・ 受講上必要と認めた時は、休業日に授業を行う時がある。
- ・ その他、当法人の代表理事が定めた日

（2）出席停止について次のとおりとする。

- ・ 当法人代表理事はインフルエンザ等、感染の恐れがある受講生に対しては出席を停止させることが出来る。

第 11 条（休学、退校、復学等）

（1）休学・復学については認めない。

（2）退校については委託先の職業訓練の規定に準ずる。

尚、退校を希望する者については、所定の退校届を提出し許可を受けなければならない。
また、履修した科目については履修証明書を発行する。

第 12 条（職員の組織）

職員の組織については以下のとおりとする。

理事長

専任教員 うち 1 名は教務主任とする。

その他の教員

医療的ケア教員

事務職員

第 13 条（個人情報）

当法人で知り得た個人情報は適切に管理し、本人の承認なく第三者に開示・提供することはしない。

第 14 条（罰則）

受講生が学則、その他当法人の定める諸規則を守らず、また本分を逸脱した場合は、注意・警告・出席停止・退学とする。

上記の罰則は以下の受講生に対してのみ行うものとする。

- （1）素行不良で改善の見込みが無いもの
- （2）修得状況の改善の見込みが無いもの
- （3）正当な理由が無く欠席が長期にわたるもの
- （4）秩序を乱し、他の受講生に対して著しく迷惑をかけたもの
- （5）故意に諸設備を破損させ損害を迫わせたもの

尚、この場合は賠償の義務を負う

第 15 条（雑則）

この学則の実施に関し必要な事項に関しては、当法人 代表理事が別に定める。

第16条（付則）

この学則は、平成 26年 9月 1日から実施する。

変更 令和 元年10月 1日

（受講内容）

○…受講科目（通学） 1時限は50分とする。（例 5時間は6時限）

教育内容	時間数	時限数
人間の尊厳と自立	5	6
社会の理解 I	5	6
社会の理解 II	30	36
介護の基本 I	10	12
介護の基本 II	20	24
コミュニケーション技術	20	24
生活支援技術 I	20	24
生活支援技術 II	30	36
介護過程 I	20	24
介護過程 II	25	30
介護過程 III (スクーリング)	45	54
発達と老化の理解 I	10	12
発達と老化の理解 II	20	24
認知症の理解 I	10	12
認知症の理解 II	20	24
障害の理解 I	10	12
障害の理解 II	20	24
こころとからだのしくみ I	20	24
こころとからだのしくみ II	60	72
医療的ケア	50	60
医療的ケア 演習	12	15
実務者研修 総受講時間数	462	540